

法務省民商第1554号
平成23年6月30日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通知）

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号。以下「改正法」という。）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号。以下「租特改正政令」という。）、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第33号。以下「登免税改正省令」という。）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第35号。以下「租特改正省令」という。）のうち、商業・法人登記に関する改正規定が本日から施行されましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「登免税法」とあるのは改正法による改正後の登録免許税法（昭和42年法律第35号）を、「租特法」とあるのは改正法による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）をいいます。

記

第1 租税特別措置の延長等

1 関西国際空港株式会社等の登記の税率の軽減についての適用期限の延長

関西国際空港株式会社の資本金の額の増加についての登記に係る登録免許税の税率の軽減について、その適用期限が平成24年3月31日までとされた（租特法第82条第1項第1号）。

2 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除

(1) 適用期限の延長

電子情報処理組織を使用して株式会社その他の政令で定める法人（租特改正政令による改正後の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「租特施行令」という。第44条の3参照）の設立の登記の申請を行う場合における登録免許税額の特別控除について、その適用期限が平成25年3月31日までとされた（租特法第84条の5第1項第2号）。

(2) 特別控除の上限額の改正

(1)の登録免許税額の控除の上限額は、平成24年3月31日までに登記の申請を行うときにおいては4,000円と（租特法第84条の5第2項）、同年4月1日以後、平成25年3月31日までの間に登記の申請を行うときにおいては3,000円とされた（同条第1項第2号）。

(3) 経過措置

租特法第84条の5の規定は、改正法の施行日の翌日以後に電子情報処理組織を使用して(1)の登記の申請を行う場合における当該登記に係る登録免許税について適用し、同日前に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行った場合における当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第79条第7項）。したがって、本日までに登記所において受付がされた当該登記の申請に係る登録免許税額の控除の上限額は、改正法による改正前の租税特別措置法（以下「旧租特法」という。）第84条の5第2号の規定により、5,000円となる。

第2 その他の改正

1 登免税法関係

(1) 事業協同組合等が組織変更等により受ける設立登記の税額

事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者（登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）第10条参照）が、その組織を変更して株式会社となる場合のほか、その組織を変更して合同会社となる場合又は分割により新たに株式会社若しくは合同会社を設立する場合における組織変更又は分割による株式会社若しくは合同会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を1,000分の7として計算した金額（株式会社の設立の場合において当該金額が15万円に満たないときは15万円、合同会社の設立の場合において当該金額が6万円に満たないときは6万円）とされた（登免税法第17

条の2)。

(2) 登免税法別表第1第24号(会社又は外国会社の商業登記)関係

ア 新設分割による株式会社又は合同会社の設立の登記

登免税法別表第1第24号(一)トに規定する新設分割による株式会社又は合同会社の設立の登記に係る税率は、1,000分の7(これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)とされた。

なお、これに伴い、改正法による改正前の登録免許税法(以下「旧登免税法」という。)別表第1第24号(一)トに規定する財務省令で定めるものを定める登免税改正省令による改正前の登録免許税法施行規則(昭和42年大蔵省令第37号。以下「旧登免税施行規則」という。)第12条第3項の規定は、削除された。

イ 吸収分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記

登免税法別表第1第24号(一)チに規定する吸収分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記に係る税率は、1,000分の7(これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)とされた。

なお、これに伴い、旧登免税法別表第1第24号(一)チに規定する財務省令で定めるものを定める旧登免税施行規則第12条第4項の規定は、削除された。

ウ その他

登免税法別表第1第24号(一)ヌの登記の事項名が新株予約権の発行による変更の登記と、同号(一)ヨの登記の事項名が支配人の選任の登記又はその代理権の消滅の登記とされた。

また、旧登免税法別表第1第24号(一)レに規定されていた商号の仮登記の項目が削られ、同号(一)ソからラまでがそれぞれ登免税法別表第1第24号(一)レからナまでに繰り上げられ、これに伴い、同号(一)ツの登記の事項名が登記事項の変更、消滅又は廃止の登記(これらの登記のうちイからソまでに掲げるものを除く。)と、同号(二)イの登記の事項名が(一)イからツまでに掲げる登記とされた。

2 租特法関係

(1) 勧告等によって行う登記の税率の軽減

租特法第79条に規定する勧告等によって行う登記に係る税率の軽減の対象のうち、分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加についての登記に係る登録免許税の税率は、1,000分の5とされた（同条第3号）。

なお、これに伴い、旧租特法第79条第3号に規定する財務省令で定めるものを定める租特改正省令による改正前の租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「旧租特施行規則」という。）第30条第2項の規定は、削除された。

また、当該勧告等によって行う登記の税率の軽減の対象から、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第73条第1項の規定による認定（昭和49年4月1日から平成23年6月30日までの間にされたものに限る。）に係るものが除かれた（租特法第79条柱書き）。

(2) 認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減

租特法第80条に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減の対象のうち、分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところ（租特施行令第42条の6参照）により計算した金額のうち3,000億円を超える部分を除く。）についての登記に係る登録免許税の税率は、1,000分の3.5とされた（同条第1項第3号）。

なお、これに伴い、旧租特法第80条第1項第3号イに規定する財務省令で定めるものを定める旧租特施行規則第30条の2第3項の規定は、削除された。

(3) 認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減

租特法第80条の2に規定する認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減の対象のうち、分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加についての登記に係る登録免許税の税率は、1,000分の3.5とされた（同条第1項第3号）。

なお、これに伴い、旧租特法第80条の2第1項第3号に規定する財務省令で定めるものを定める旧租特施行規則第30条の3第3項の規定は、削除された。